

手続開始の公示 兼 説明書

次のとおり、技術提案書の提出を要請します。

2026 年 10 月 14 日

阪神高速道路株会社

契約責任者 管理本部長 高木 秀之

1 業務概要

- (1) 業務名 大規模更新・大規模修繕事業促進業務（2026 年度）
- (2) 業務期間等 **別表－1**「業務概要及び入札・契約方式等」のとおり
- (3) 業務内容 京橋付近の大規模更新事業や大豊橋付近の大規模修繕事業等の円滑な進捗のため、工事施工前段階において、事業監理、関係機関との協議・調整や、社内関係者との調整・資料作成業務等を対象に受注者とパートナーシップを築き、双方の技術経験を活かしながら効率的に事業の推進を行うもの。
- (4) 本業務は、申請書等の提出をもって参加表明とみなし、技術提案の内容と企業や技術者の能力を総合的に評価の上、その評価の合計点が最上位である者を契約の相手方として特定する、簡易公募型プロポーザル方式の対象業務である。
- (5) その他
 - ①本業務は、業務関係共通仕様書に定める書類作成及び提出等の各種手続等を、契約書の規定「情報通信の技術を利用する方法」に基づき行う、Hi-TeLus（阪神高速・工事情報等共有システム）の適用対象業務である。Hi-TeLus ユーザー登録申請書を様式－14 により作成し、申請書等と共に提出すること。なお、契約締結しなかった場合には、ユーザー登録をせず、阪神高速にて破棄する。
 - ②本業務は、賃金等の変動に対処するための建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく請負代金額の変更（業務スライド）の試行対象業務である。

2 用語の定義

本業務に関連する交付図書において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ以下のとおり。

- (1) 確認基準日 手持ち業務、企業の業務実績、技術者の業務経験等の競争参加資格の確認の基準日をいう。確認基準日は、**別表－3**「競争参加資格の確認基準日」のとおり。
- (2) 申請書等 様式－1 から様式－16 及びそれらの記載内容を確認するための添付資料をいう。ただ

し、作成及び提出を求めている様式に限る。

3 契約担当部署

別表－3「担当部署」のとおり

4 競争参加資格

本手続に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 本業務を対象に定める技術的要件

別表－2に示す競争参加資格・要件等（基本的事項・企業的能力・配置予定技術者の能力）を満たすこと。

(2) 阪神高速道路株式会社契約規則（平成 23 年阪神高速規則第 10 号）第 6 条の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続の開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 申請書等の提出期限の日から技術提案書等の特定日までの期間に阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置（以下「競争参加停止措置」という。）を受けていないこと。また、阪神高速道路株式会社取引停止事務処理要領（令和 5 年阪神高速細則第 1 号）に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。

(6) 申請書等提出者間の資本・人的関係等

申請書等を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は、参考－2「資本関係又は人的関係のある者の同一入札への参加制限について」を参照のこと。

(7) 業務実施体制

業務実施体制に関して、次のいずれにも該当しないこと。

①再委託の内容が業務の主たる部分の場合

②業務の分担構成が不明確又は不自然な場合

(8) 設計共同体

設計共同体の参加形態を認めている業務において共同体を結成する場合には、様式－15に基づく協定書が提出されていること。

5 競争参加資格の確認等

- (1) 本手続については、下記7に基づく申請書等の提出をもって参加表明とみなすとともに、当該申請書等に基づき、競争参加資格の有無について確認する。なお、申請書等の作成及び記載内容に関する留意事項は、各様式に記載の「作成上の留意点」及び別紙ー4「申請書等作成の手引き」を参照のこと。
- (2) 競争参加資格の確認は、別表ー3の「競争参加資格の確認基準日」をもって行う。

6 設計図書等の交付期間及び方法

- (1) 交付期間 別表ー3「契約書案及び設計図書等の交付期間」のとおり。
- (2) 交付方法 下記サイトより参加希望者に無償で交付する。やむを得ない事由により、下記サイトからの受領ができない場合は、CD-R等により交付するので、事前に上記3の担当部署へその旨申し出ること。
- ・ 阪神高速道路株式会社ホームページ（建設コンサルタント業務等の入札公告ページ）
<https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/koukoku/gyomu/>
- (3) 交付図書のダウンロード手順 (2)のサイトにて、当該業務の交付図書のダウンロード手続へ進み、交付図書ダウンロード登録フォームに会社名等の連絡先を登録する。登録した連絡先に交付図書ダウンロードサイトのURL情報が電子メールで届くので、電子メール記載のダウンロード有効期限までに交付図書をダウンロードする。

7 申請書等の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 別表ー3「申請書等の提出期間」のとおり
- (2) 提出場所 別表ー3「担当部署」のとおり
- (3) 提出方法 下記①又は②のいずれかによること。
- ① 上記(2)の提出場所へ電子メール又は電子ファイル送付サービス（以下「電子メール等」という。）により提出するものとする。なお、送付後、阪神高速へ着信確認を行うものとする。（電子ファイルサイズが合計10MBを超える場合は、分割送付又はファイル転送サービスによる送付によること）
 - ② 上記①によることが困難な場合、持参、郵送等（一般書留、簡易書留又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で配達記録の残る送付方法をいう。以下同じ。）によることができる。

8 質問の受付期間及び回答

- (1) 本業務に関連する交付図書に対する質問がある場合は、次に従い提出すること。なお、「質問」

の欄には見積内容、会社名等を記載しないこと。

①提出期間 **別表－３**「申請書等の内容に関する質問の受付期間」のとおり

②提出場所 **別表－３**「担当部署」のとおり

③提出方法 原則、電子メール等によること。なお、電子メール等によることが困難な場合は書面持参による提出、郵送等によることができるものとする。

（※電子メール等による場合には、オリジナルデータ（別紙－３）により作成し、PDF及びオリジナルデータ（別紙－３）を送付すること。）

（※電子メール等の場合には、着信を確認すること。）

（２）質問に対する回答は、質問を受理した日の翌日から５日（休日を含まない。）以内に質問者に対して電子メールにより行うほか、次のとおり閲覧に供する。

①閲覧場所 阪神高速ホームページ（建設コンサルタント業務等の入札公告ページ）

②閲覧期限 **別表－３**「申請書等の質問に対する回答の閲覧期限」のとおり

９ ヒアリング

別表－３「ヒアリングに関する事項」のとおり

10 申請書等の無効

（１）申請書等に虚偽の記載をした場合においては、申請書等を無効とするとともに、競争参加停止の措置を行うことがある。

（２）提出された申請書等が下記のいずれかに該当する場合は、原則その申請書等を無効とし、競争参加資格を認めない。

①申請書等の全部又は一部が提出されていない場合

②申請書等と無関係な書類である場合

③他の業務の申請書等である場合

④白紙である場合

⑤説明書に指定された項目を満たしていない場合

⑥その他未提出又は不備がある場合

（３）申請書等の記載内容を証明する資料の提出を求めている場合において、証明する資料の提出がないとき又は証明する資料に不備があるときは、記載内容が阪神高速の発注業務であっても、当該記載内容を認めない。

11 申請書等を特定するための評価基準

（１）評価項目、評価基準及び評価の重み

別表－４のとおり

12 特定・非特定通知に関する事項

(1) 特定通知

特定された者に対しては、特定された旨を書面又は電子メールにより通知する。

(2) 非特定通知

提出した申請書等が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）について、書面又は電子メールにより通知する。この通知を受けた者は、通知をした日の翌日から7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、契約責任者に対して非特定理由について説明を求めることができる。書面は持参すること。また、この回答は、説明を求める事ができる最終日の翌日から10日以内（休日を含む。）に書面により行う。

13 契約保証金

契約保証金 別表－1「契約保証金」のとおり。

14 申請書等に記載された内容の変更

(1) 契約の相手方として決定した後、資格要件を満たしていないことが判明した場合、契約を結ばないことがある。

(2) 提出された申請書等の差し替え及び再提出は認めない。また、配置予定技術者として様式－4～7により申請した管理技術者等（管理補助技術者、照査技術者、担当技術者を含む。）は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護、受注者の責によらない事由により履行期間が延期となる場合等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、発注者と協議の上、変更を認める。

15 手続における交渉の有無

別表－1「手続における交渉の有無」のとおり

16 契約書作成の要否

要。契約書（案）により、契約書を作成するものとする（本件は電子契約を推奨）。

17 支払条件

別表－1のとおり

18 再苦情の申し立てに関する事項

競争参加資格がないと認めた理由の説明を受けた者で、当該理由について不服がある者は、上記5.(2)の回答を受け取った日から7日（休日を除く）以内に、書面により、代表取締役社長に対して、再苦情の申し立てを行うことができる。なお、再苦情の申し立てについては、入札監視委員会が審議を行うものとする。再苦情の申し立ての受付窓口及び受付時間は次のとおり。

(1) 受付窓口：別表－3 担当部署（申請書等提出先）のとおり。

(2) 受付時間：毎日（休日を除く）午前 10 時から午前 12 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

19 関連情報を入手するための照会窓口

別表－3「担当部署」のとおり

20 当該業務に直接関連する他の業務の請負契約を、当該業務の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無

別表－1「随意契約予定の有無」のとおり

21 その他の留意事項

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 競争参加者は、別冊工事請負等入札要領及び別冊契約書案を熟読し、工事請負等入札要領を遵守すること。
- (3) 申請書等の作成及び提出並びにヒアリングに係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された申請書等は、返却しない。なお、提出された申請書等は、この競争手続の実施及び契約の履行確認以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (5) 申請書等の内容に不明な点等があれば、問い合わせを行うことがある。
- (6) 特定された技術提案書等の内容については、当該業務の特記仕様書等の設計図書に適切に反映するものとする。また、技術提案書等の特定後に、技術提案内容を適切に反映した特記仕様書等の設計図書を作成するために必要と判断した場合は、ヒアリング以外に業務内容についての意見交換を行うことがある。
- (7) 技術提案書の内容は契約書に添付するものとする。また、当該内容については、業務期間中及び業務完了時に確認できる項目について契約締結後に提出する業務計画書等に反映させるものとし、業務期間中及び業務完了後において履行状況の確認及び検査を行う。受注者の責により技術提案の履行がなされなかった場合は、未実施の評価項目ごとにその項目点数を業務成績評定から減点する（最大 10 点減点）。なお、履行状況が特に悪質と認められる場合は契約違反として取り扱う場合がある。
- (8) 入札参加を認め又はその資格を与えた者が契約の締結までの間に阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則別表に掲げる措置要件に該当すると認められたときは、その者の入札参加資格を取消し、又は契約の締結を行わないものとする。
- (9) 本業務を受注したコンサルタント（設計共同体による場合は各構成員を含む。）及び本業務を受注したコンサルタント（設計共同体による場合は各構成員を含む）と資本・人事面等において関連がある製造業者又は建設業者は、本業務（設計共同体による場合は各構成員の分担業務）に係る工事

の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。

上記の「本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者」とは次の①から③までのいずれかに該当する者である。

①資本関係

本業務を受注したコンサルタントと製造業者又は建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。

- 1) 子会社等と親会社等の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

本業務を受注したコンサルタントと製造業者又は建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、1)については、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

本業務を受注したコンサルタントと製造業者又は建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (10) 参加者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係政府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

以上

業務概要 及び 入札・契約方式等

業務名		大規模更新・大規模修繕事業促進業務（2026年度）
業務の目的		本業務の目的は、京橋付近の大規模更新事業や大豊橋付近の大規模修繕事業等の円滑な進捗のため、工事施工前段階において、事業監理、関係機関との協議・調整や、社内関係者との調整・資料作成業務等を対象に受注者とパートナーシップを築き、双方の技術経験を活かしながら効率的に事業の推進を行うもの。
業務内容		本業務に係る特記仕様書記載のとおり。
業務期間		2027年1月15日 から 2028年3月31日 まで
WTO協定対象		× 対象外
選定方式		プロポーザル方式
競争方式		簡易公募型
Hi-TeLusの適用		○ 適用対象
担い手確保施策		○ 適用対象
手続における交渉の有無		無
随意契約予定の有無		有 本業務に直接関連する他の業務の請負契約を、本業務の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無
火災保険付保の要否		否
見積書審査方式		× 対象外
見積書対象内容		
設計審査補助業務の受注実績	認定対象	× 評価対象外
	評価対象	× 評価対象外
その他適用方式等		－
支払条件	入札保証金	－
	契約保証金	免除
	前払金 部分払	業務完了時（一部完了時を含む。）に支払う。 なお、部分払は履行期間内において 4 か月に 1 回の割合とする。

競争参加資格・要件等

業務名	大規模更新・大規模修繕事業促進業務（2026年度）		
基本的事項			
企業の形態	単体又は設計共同体		
設計共同体構成	最大構成員数	2 者	
競争参加資格	下記の競争参加資格の認定を有すること。		
	認定年度	2025年度～2028年度	
	業種	土木設計	
1級建築士事務所の登録	無		
地域要件	設定なし		
企業の能力			
実績対象期間	過去	15	年度分までの実績を対象（ 2011 年度以降の実績 ）
業務実績	下記のいずれかの実績を有すること。		
	同種業務	国、地方公共団体等の公共機関（国、地方公共団体が所管する各種法人や高速道路会社等を含む）発注の土木工事に関するプロジェクトマネジメント、コンストラクションマネジメント、事業促進PPPのいずれかの実績	
	類似業務	下記のいずれかに該当すること。 1.自動車専用道路の調査・設計業務に関する実績 2.自動車専用道路の新設または改築工事（工種種別は一般土木工事、鋼橋上部工事、セメント・コンクリート工事、プレストレスト・コンクリート工事に限る）にかかる実績 3.自動車専用道路及び一般国道の土木工事（工種種別は一般土木工事、鋼橋上部工事、セメント・コンクリート工事、プレストレスト・コンクリート工事に限る）に関する発注者支援業務（現場施工管理業務を除く）の実績	
	補足説明	発注者支援業務とは資料整理業務、積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務、道路巡回業務、用地補償総合支援業務をいう。	

配置予定技術者の能力	
管理技術者（管理補助技術者も同様）	
配置の要否	○配置を求める。
保有資格	下記のいずれかの資格を有すること。
資格種別	①.1 技術士（総合技術監理部門：建設に関する科目に限る） ①.2 技術士（建設部門） ②.1 一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又 ②.2 は土木学会一級土木技術者 （上記以外）・RCCM(シビルコンサルティングマネージャ：技術士部門と 同様の部門に限る）
業務経験	下記のいずれかの実績を有すること。
実績対象 期間	過去 15 年度分までの実績を対象（ 2011 年度以降の実績 ）
同種業務	国、地方公共団体等の公共機関（国、地方公共団体が所管する各種法人や高速道路会社等を含む）発注の土木工事に関するプロジェクトマネジメント、コンストラクションマネジメント、事業促進PPPのいずれかにおいて指導的立場（当該業務の履行に関する管理及び統括を行う立場をいう。）で従事した経験を有する者。
類似業務	下記のいずれかに該当すること。 1.自動車専用道路の調査・設計業務に関し、指導的立場（※1）で従事した経験を有する者。 2.自動車専用道路の新設又は改築工事に関し、指導的立場（※1）で従事した経験を有する者。（工種種別は一般土木工事、鋼橋上部工事、セメント・コンクリート工事、プレストレスト・コンクリート工事に限る） 3.自動車専用道路及び一般国道の土木工事（工種種別は一般土木工事、鋼橋上部工事、セメント・コンクリート工事、プレストレスト・コンクリート工事に限る）に関する発注者支援業務（現場施工管理業務を除く）（※2）において指導的立場（※1）で従事した実績を有する者。
補足説明	※1「指導的立場」とは、以下の立場をいう。 1)調査・設計業務または発注者支援業務の場合には管理技術者（当該業務に係る契約の履行に関する管理及び統括を行うものをいう。）の立場をいう。 2)工事の場合には、主任技術者又は監理技術者の立場をいう。 ※2発注者支援業務とは資料整理業務、積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務、道路巡回業務、用地補償総合支援業務をいう。
手持ち業務量	全ての手持ち業務の契約金額合計及び件数が下記の要件を満たすこと。 5億円未満かつ10件未満 詳細は、別紙①（手持ち業務量）による。
申請者との雇用関係	－
管理補助技術者	○配置可

照査技術者	
配置の要否	×配置を求めない。
保有資格	下記のいずれかの資格を有すること。
資格種別	①.1 － ①.2 － ②.1 － ②.2 － (上記以外)
申請者との雇用関係	－
担当技術者	
配置の要否	○配置を求める。
保有資格	競争参加資格として求めない。
資格種別	①.1 － ①.2 － ②.1 － ②.2 － (上記以外)
業務経験	競争参加資格として求めないが、評価対象とする。
評価対象 期間	過去 15 年度分までの実績を対象（ 2011 年度以降の実績 ）
同種業務	国、地方公共団体等の公共機関（国、地方公共団体が所管する各種法人や高速道路会社等を含む）発注の土木工事に関するプロジェクトマネジメント、コンストラクションマネジメント、事業促進PPPのいずれかの実績を有する者。
類似業務	下記のいずれかに該当すること。 1.自動車専用道路の調査・設計業務に従事した経験を有する者。 2.自動車専用道路の新設又は改築工事に従事した経験を有する者。（工種種別は一般土木工事、鋼橋上部工事、セメント・コンクリート工事、プレストレスト・コンクリート工事に限る） 3.自動車専用道路及び一般国道の土木工事（工種種別は一般土木工事、鋼橋上部工事、セメント・コンクリート工事、プレストレスト・コンクリート工事に限る）に関する発注者支援業務（現場施工管理業務を除く）（※１）の実績を有する者。
補足説明	※１発注者支援業務とは資料整理業務、積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務、道路巡回業務、用地補償総合支援業務をいう。
申請者との雇用関係	－
最大申請可能人数	2 名

「基本的事項」に関する注意事項

注1) 記載の競争参加資格を有していること。

「企業の能力」に関する注意事項

注1) 競争参加資格・要件としての業務実績を1件以上有すること。

なお、設計共同体の参加の場合にあっては、全ての構成員が上記に掲げる条件を満たす業務実績を有すること。

注2) 業務実績に関する取扱は、下記のとおり。

①元請けとしての業務実績に限る。（再委託による業務の実績は評価対象外）

②完成し引渡しが完了しているものに限る。

③設計共同体の業務実績の場合は、申請者が分担して実施した業務実績に限る。

注3) 業務実績対象となる業務の発注機関は以下のとおりとする。

①阪神高速道路株式会社・グループ会社

②高速道路会社、指定都市道路公社

③国土交通省、国の機関、独立行政法人等の政府関係機関

④都道府県、政令指定都市、これらの関係機関

⑤市町村、これらの関係機関

⑥公益民間企業（鉄道・空港・電気・ガス・通信）

⑦その他民間企業

指定都市道路公社とは、名古屋高速道路公社、広島高速道路公社、福岡北九州高速道路公社のことをいう。また、公益民間企業とは、テクリス登録の対象となっている公共公益施設の整備に関する事業を営む民間企業（法人）のことをいう。

注4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一時中止措置等を行ったことにより完成していない業務についても、評価の対象とする。

注5) 日本及びWTO締約国以外の国等の建設コンサルタントにあっては、日本における同種又は類似の業務実績をもって判断する。

「配置予定技術者の能力」に関する注意事項

注1) 上記に掲げる基準を満たす業務経験を1件以上有する技術者を配置できること。

注2) 保有資格について、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

注3) 業務経験に関する取扱は、下記のとおり。

①元請けとしての業務経験（担当技術者として従事した業務を含む。）に限る。

（再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は評価対象外）

②完成し引渡しが完了しているものに限る。

③設計共同体の業務経験の場合は、配置予定技術者が分担して実施した業務経験に限る。

注4) 業務経験の実績対象となる業務の発注機関は、上記「企業の能力」注3)に同じ。

注5) 手持ち業務量の金額及び件数の算出等については、別紙①を参照すること。

手続に関する期間等

業務名		大規模更新・大規模修繕事業促進業務(2026年度)
契約責任者	役職名	管理本部長
	氏名	高木 秀之
担当部署 (申請書等提出先)	郵便番号	〒 552－0006
	住所	大阪市港区石田 3丁目1番25号
	部署名	管理本部 管理企画部 経理課
	電話番号	06－6576－3881
	FAX番号	06－6576－1903
	E-mail	keiyaku-kh@hanshin-exp.co.jp
申請書等 に関する問い合わせ先	部署名	管理本部 管理企画部 経理課
	電話番号	06－6576－3881
公示日		2026年 10月 14日(水)
①	契約書案及び設計図書等の 交付期間	2026年 10月 14日(水) から 2026年 11月 10日(火) 午後4時まで やむを得ずCD-R等により受領する場合は、上記交付期間の 午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで (土曜日、日曜日及び祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年 法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」とい う。))を除く。)
	閲覧資料	閲覧対象資料なし(ダウンロード資料のみ)
	閲覧期間	—
	閲覧場所	—
②	競争参加資格の確認基準日	2026年 11月 10日(火) 時点
③	申請書等の提出期間	2026年 10月 14日(水) から 2026年 11月 10日(火) までの毎日 午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで(休日を除く)
④	申請書等の内容に関する質問の受付 期間	2026年 10月 14日(水) から 2026年 10月 29日(木) 午後4時まで 持参・電送の場合は、午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで(休日を除く)
⑤	申請書等の質問に対する回答の閲覧 期限	2026年 11月 10日(火) 午後4時まで
⑥	特定・非特定結果の通知日	2026年 11月 30日(月) まで
⑦	特定されなかった者に対する理由の 説明請求期限日	2026年 12月 9日(水) まで

ヒアリングに関する事項	
ヒアリングの実施の有無	
無	
① 実施場所	—
② 実施日時	—
③ 出席者	—

※管理補助技術者を立てた場合は、予定管理技術者に加えて管理補助技術者も出席すること。

※管理補助技術者を立てた場合は、管理補助技術者がヒアリング対象である。

なお、その際、予定管理技術者は、管理補助技術者との認識の違いがないよう同席すること。

業務名：大規模更新・大規模修繕事業促進業務(2026年度)

大項目	中項目		評価項目	評価基準	評価	評価の重み(点)				
					配点 倍率	管理 技術者	照査 技術者	担当 技術者		
（企業の能力 提出書類） ＊5	専門技術力	成果の 確実性	業務実績 2011年度以降、 確認基準日までに完了した 業務が対象	下記の順位で評価する		10				
				① 同種業務の実績が2件 ある。	1					
				② 同種業務の実績が1件 ある。	3/4					
				③ 類似業務の実績が2件 ある。	2/4					
				④ 類似業務の実績が1件 ある。	1/4					
				業務実績がない場合は参加資格なし(選定しない)。	-					
配置 予定 技術者の 能力（提出書類）	専門技術力	保有資格	管理技術者資格 ＊1	下記の順位で評価する ＊2		10	—	—		
				① 以下のいずれかの資格を有する。 ・技術士(総合技術監理部門:建設に関する科目に限る) 又は技術士資格(建設部門)を有する。	1					
				② 以下のいずれかの資格を有する。 ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は 土木学会一級土木技術者 ・RCCM(シビルコンサルティングマネージャ:技術士部門と同様の 部門に限る)	1/2					
				上記以外の場合は参加資格なし(選定しない)。	-					
					管理技術者の業務実績の内容 2011年度以降、 確認基準日までに完了した 業務が対象 ＊1	下記の順位で評価する		10	—	—
						① 同種の業務実績が2件 ある。	1			
						② 同種の業務実績が1件 ある。	3/4			
						③ 類似の業務実績が2件 ある。	2/4			
						④ 類似の業務実績が1件 ある。	1/4			
						業務実績がない場合は参加資格なし(選定しない)。	-			
					担当技術者の業務実績の内容 2011年度以降、 確認基準日までに完了した 業務が対象 ＊3-2	下記の順位で評価する		—	—	5
						① 同種の実績がある。	1			
						② 類似の実績がある。	1/2			
						③ 該当なし。	0			
					管理技術者の表彰等の実績 2011年度以降、 確認基準日までに完了した 業務のうち、下記実績が対象。 a)技術者表彰、b)業務表彰経験、c)業務 成績評定が75点以上の業務 ＊1 ＊4	下記の順位で評価する		10	—	—
						① 該当するものが3つある。	1			
						② 該当するものが2つある。	2/3			
						③ 該当するものが1つある。	1/3			
						④ 該当するものがない。	0			
					若手担当技術者の登用	下記の順位で評価する		-	—	5
						① 35歳以下の担当技術者が1名以上配置される。	1			
						② 35歳以下の担当技術者が配置されない。	0			
					小計①	50				
業務実施方針・留意点等 (技術提案書の提案内容)		業務目的、内容の理解度が高く、業務実施方針・留意点等に関する記述が優秀な場合に優位に評価する。 なお、必須記載項目について記載のない場合は参加資格なし(選定しない)。	① 業務の実施体制	—	20					
			② 業務成果品の品質確保		20					
			③ 業務実施上の留意点		20					
					小計③	60				
技術評価の配点合計		小計①＋小計③＝			合計	110				

- *1 管理補助技術者を配置する場合は、予定管理技術者に代えて、予定管理補助技術者を対象に技術評価する。ただし、予定管理補助技術者の提出資料及び証明資料等に不備等があり、技術評価できない場合、予定管理技術者を技術評価対象として扱う。
- *2 外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定(総合政策局建設振興課)を受けている必要がある。
- *3-1 担当技術者が複数の場合は、平均で評価する。
ただし、下記1)又は2)の場合は上位 1 名の評価値とする。
1) 担当技術者の資格については問わないが、配置された有資格者を評価する場合
2) 担当技術者の資格を問うが、1 名のみ無資格者の配置を認める場合
- *3-2 担当技術者が複数の場合は、平均で評価する。
ただし、下記1)の場合は上位 1 名の評価値とする。
1) 担当技術者の業務実績については問わないが、配置された業務実績のある者を評価する場合
- *3-3 担当技術者が複数の場合は、平均で評価する。
- *4 a)～c)の該当業務は各1件とする。
- *5 設計共同体の場合は、各社の平均とする。
- *6 各評価項目の評価点数の端数処理は小数第2位止めとする。(小数第3位以下を切り捨て)